

平成 23 年度第 3 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 23 年度第 3 回仁淀川町農業委員会を平成 23 年 9 月 27 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 4 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 5 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (3 件)

議案第 6 号…農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書審議について (4 件)

議案第 7 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更申請書審議について

議案第 8 号…下限面積の設定について

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 (事務局長) 平成 23 年度第 3 回農業委員会総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 20 名、在任委員 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●● ●●●●) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 5 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

担当委員が遅れているため、受付第 8 号は、後に回すことになる。

○受付第9号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●番 面積 444 m²

●●●番 面積 1,012 m²

●●●番 面積 155 m²

●●●番 面積 9.94 m²

●●●番 面積 350 m²

●●●番 面積 1,078 m²

●●●番 面積 168 m²

●●●番 面積 448 m²

以上8筆 全て台帳現況とも畑で、合計 3,664.94 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

9月22日に、地区担当農業委員、譲受人 ●●●●さん、事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第10号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 279 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

9月21日に、地区担当農業委員、譲渡人●●●●一さん、譲受人●●●●さんの両者立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、高齢ではありますが元気で、取得後3年間以上耕作することには問題なし
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が合わせて10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第8号（所有権移転）

担当委員が遅れているため、現地確認を立会した事務局が状況について報告することとなる。

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、大阪府●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●●番 台帳現況ともに畑 面積 110 m²
●●●番 台帳現況ともに畑 面積 98 m²
合計 208 m²

譲渡理由は贈与となっています。

[事務局 ●●]

9月22日に地区担当農業委員の●●●●さん、事務局、譲受人の●●●●さん、立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

なお、担当委員の●●●●委員も同意見であること申し添えておきます。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第 6 号

(農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請意見決定の審議について)

○受付第 4 号 (所有権移転)

[事務局 ●●●●説明]

譲渡人は、愛媛県上●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、愛媛県●●●●の●●●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●●●番 面積 69 m²

●●●●番 面積 45 m²

●●●●番 面積 402 m²

●●●●番 面積 49 m²

●●●●番 面積 40 m²

●●●●番 面積 613 m²

●●●●番 面積 90 m²

●●●●番 面積 40 m²

●●●●番 面積 48 m²

●●●●番 面積 978 m²

●●●●番 面積 30 m²

●●●●番 面積 190 m²

●●●●番 面積 152 m²

●●●●番 面積 134 m²

●●●●番 面積 141 m²

●●●●番 面積 30 m²

以上 16 筆 全て台帳現況とも畑で、合計 3,051 m²

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

9 月 20 日に、地区担当農業委員、事務局立会のもと、現地確認を行う。

譲受人には、電話で確認をとる。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこ

とを確認。

5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
譲受人は、高知市●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 1,826 m²
●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 214 m²
●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 205 m²
合計 2,245 m²で、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

9月18日に、地区担当農業委員、譲受人 ●●●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が合わせて10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第6号（使用貸借）

〔事務局 ●●説明〕

設定者は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●
被設定者は、松山市●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●
土地の所在は、●●●49番 台帳現況ともに畑 面積 347 m²
使用貸借による権利で設定期間は3年間となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

9月20日に地区担当農業委員、事務局、設定者の関係者の立会のもと、現地確認を行う。

被設定者の●●●●さんは、来春退職により 5 月に帰ってくる。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借による権利の設定は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 7 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、松山市●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 47 m²

●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 148 m²

合計 195 m²で、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

9 月 20 日に、地区担当農業委員、譲渡人 ●●●●さん、事務局の立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作することには問題なし
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が合わせて 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第 7 号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更申請書審議について）

〔事務局 ●●説明〕

農業振興地域の整備に関する法律の改正により、平成 22 年 6 月に国が定める「農用地等の確保に関する基本方針」変更され、同年 11 月に県が定める「農業振興地域整備基本方針」が変更

されました。これにより、同法第 13 条の規定に基づき、仁淀川町農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更するものであります。

主な変更点は、旧町村単位で存在していた計画書を 1 つにまとめるものであること。

国土調査の成果が反映されたものにする。

山林・公衆用道路・墓地等になったものを除外する。

また、住宅地域において宅地への要望があるところを除外する。

この件については、異議なく承認される。

議案第 8 号

(下限面積の設定)

[事務局●●説明]

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局通知)が平成 22 年 12 月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、また Uターン・I ターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 20 条第 2 項の規定により、平成 22 年 1 月 27 日に下限面積を 30 アールから 10 アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権移転等容易になり件数がふえるなど効果が出ていますので引き続き現行の 10 アールの下限面積で問題ないと思われま。

この件については、異議なく承認される。

その他

1 農業委員会県外研修について

(有) ●●●●の●●さんより、研修内容について説明を受ける。

会 長 以上で平成 23 年度第 3 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 35 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員